

KSKR

No. 215

2016
Jun.

6

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな
The Kizuna<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料 1部 100円

会員は会費に含まれています。

1 1990年7月成立の米国ADA法「障害を持つアメリカ人法」を皮切りに、2006年12月国連「障害者の権利に関する条約」が採択され、日本も翌年これに署名。2009年12月「障害者制度改革推進本部」を内閣に設置し、2013年々6月19日「障害者差別解消法」が成立。今年2016年4月1日から障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法が施行されました。また奈良県では「障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が施行されました。しかし現

在、これらの理念と目的に反する事件も発生しています。いまこそ私たち自閉症協会が中心となった啓発活動を強化すべき時期だと思います。先日6月12日一般社団法人日本自閉症協会の総会が東京で行われ、昨

会員増を目指して!

年度取り組まれた活動の報告がありました。奈良県自閉症協会総会の会員の皆様にはこの「きずな」やメーリングリストでお知らせしたものもありますが、日本自閉症協会ではこの「障害者差別解消法」「障害者雇

用促進法」などの目的実現に関する活発な活動を国や社会に向け行っています。そのもとには奈良県自閉症協会の会員として結集していただいている皆様が原動力となっているのです。その意味で現在少し会員が少なくなっていることは残念であり、将来のためには、今こそ奈良での会員増をはかり、自閉症支援の実態と意見を集約し、私たちの願いや要求を国や行政当局に伝えたいと思います。

(河村)



一般 社団法人日本自閉症協会第3回総会事業報告より昨年度の取り組み概要

1. 知的障害を伴う自閉症児が輸血の申し出で行ったところ、断られた案件

平成27年3月に自閉症で知的障害療育手帳(愛の手帳)所持の東京の少年が母親同行のもと、献血に訪れた際、「自閉症あるいは支援を受けている」ことを理由に献血を拒否された、少年のお母様から連絡がありました。自閉症協会の会員であり、協会としてJDDと共に日本赤十字社、厚生労働省輸血担当部門に事実関係の問い合わせを行った。そして、1「自閉症児者は献血が出来ない」という根拠は何か。2療育手帳を持っているなど障害があって支援

を受けている児者は献血が出来ないとする根拠は何かについて回答を求めました。日本赤十字社から、「申し訳ない」、「今後このようなことが起きないようにする」との申し出があり9月9日に日本赤十字社本社において、輸血部門担当責任者約30名を対象に、市川会長(当時副会長)より「発達障害とは何か」という講演をし、その後質問を受けた。

2. 山口県下関市の施設内における暴行事件(27年5月28日報道)協会HPに会長声明「虐待撲滅に向けた取り組みの決意」(6月2日)を掲載。なお、これに関連し、2014年4月に宇都宮市が事業者向けに行なった虐待防止法に関する説明会の資料に「暴行(刑法)」、「虐待(防止法)」、「不適切行為(法外)」の区

分を説明した資料が市のサイトに掲載されており、厚労省に法の目的に反する説明であることを提起。以後、サイトから消去。

3. 佐世保女子高生殺害事件の家裁の決定に対する報道(27年7月13日)裁判長は「ASD(自閉症スペクトラム障害)が見られるものの、それが非行に直結したわけではなく、環境的要因の影響もあった」との趣旨を述べた。決定に関し、障害名を出した報道機関もあり、会員などから、苦情や不安が寄せられた。主要な報道機関は障害が直接的な原因ではないことを考慮していたが、一部の報道は決定内容を正しく伝えておらず、ASD者を短絡的に殺人に結びつける妥当性を欠く報道であった。そのあとの論調では自浄作用が働い

ていたことから、倫理啓発委員会と相談し、特段の行動は起こさなかった。

4. 茨城県常総市の洪水避難の取材協力(27年9月)朝日新聞(赤井記者)とNHKから避難時の苦勞についての取材に関し依頼があった。茨城県自閉症協会会長に連絡。

5. TBS テレビ番組「爆報! THE フライデー」からの依頼(27年11月)家族に自閉症者がいるタレントの島田律子さんの紹介番組での表現等への意見の依頼。

6. さまざまな報道機関からの自閉症啓発デーに関する問い合わせ 28年2月～3月ライトアップ箇所、数など、記事にするための情報要求あり。

7. 自閉症一般に関する問い合わせ 障害名や発生割合などの基本的なことの問い合わせがときどきあり。

8. 平成28年5月16日放送のBS

日テレ報道(障害+α)に対して、自閉症が犯罪につながりやすい印象を残す報道であったため、同制作担当に電話で意見を伝えた。●総括…事件報道に関しては、以前よりも障害名を原因に直結させないものが広まっている。啓発の効果と思われる。

障害に関する基本事項の統一見解が求められる(今後は「自閉症の手引き」改訂第二版平成28年2月1日) ●依然として障害を記事にするとトラブルになりやすいという記者側の気持ち強い。

9. 政策担当と連携しながら、各省庁や議員等への意見書を作成、提出した。

①パブリックコメントの提出…4月より施行された障害者差別解消法に向けて、各省庁がパブリックコメントを募集しており、当協会としてパブリックコメントを提出するとともに、加盟団体にもその情報提供を行

い、多くのパブリックコメントを提出されるように努めた。提出先:国土交通省総合政策局安心生活政策課(9月10日)、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(9月17日)、厚生労働省障害保健福祉部(9月19日)、警察庁長官官房総務課企画係(9月27日)、厚生労働省医政局総務課(10月9日)

②理解促進… 加盟団体役員連絡会での講義や、いとしごへの記事の掲載など、「合理的配慮」についてわかりやすく説明できる機会を設け、会員の理解促進に努めた。

10. 障害者全般及び自閉症スペクトラムのある者に関する、主に国レベルの制度の創設や改革、改善に取り組んだ。障害者権利条約に基づく諸制度の改革を前提とした、福祉・教育・災害対策等、広い範囲にわたっての法制定・改正、予算要求、助成、等に関係省庁に提言や改善の働きか

けを行った。また、発達障害を考える議員連盟の会議へ参加した。

提出した要望書等と提出先

□ 平成28年度予算要望事項・厚生労働省関係(5月7日;厚生労働省)

□ 平成28年度予算要望事項・文部科学省関係(5月15日;文部科学省)

□ 総合支援法3年後の見直しについての要望(6月15日;社会保障審議会障害者部会、9月16日;自由民主党政務調査会・公明党障がい者福祉委員会)

□ 障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～(案)」への意見(9月19日;厚生労働省)

□ 自閉症をはじめとする発達障害者支援についての要望(3月31日;民進党障がい・難病政策推進議員連

盟)

11. 障害者基礎年金の減給・支給停止の増加傾向および地域格差を受け、全国の加盟団体役員メーリングリストを活用して、厚生労働省が開示した近年の不支給率等のデータを分析し、問題提起および情報提供を行った。また、減給および不支給の傾向をさらに分析するために全国から具体的な事例の情報を収集した。

12. 加盟団体役員会で障害基礎年金についての講義と、問題提起・意見交換を行った。

13. 提出した意見書および要望書と提出先

・障害基礎年金に関する意見書(4月16日・精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会)

・精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域格差を是正するための等

級判定のガイドラインの作成に関する意見書(7月24日・精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会※全国精神保健福祉会連合会、全国手をつなぐ育成会連合会、一般社団法人日本発達障害ネットワークとの4団体連名)

法案の国会への上程に向けて、障害者権利条約との整合を図ることについて、協会としての意見書を発信するとともに、各党国会議員に積極的に働きかけた。また、メーリングリストなどを活用し、成年後見制度の利用に関する的確な情報提供に努めた。

成年後見制度利用促進法について国連障害者権利条約との整合を求める声明(3月24日)

14. 自閉症のある児童生徒の教育・支援に関する調査の集計および分析を行った。

26年度に全国の特別支援学校を対象にアンケート調査を実施し回収した。27年度はその内容の集計・分析作業を行い、報告書の作成を開始した。

（関連団体の会議等への出席）

- ・全国特別支援学校知的障害教育校長研究大会（6月23日）

- ・全国特別支援教育推進連盟理事会（7月7日）

- ・全国特別支援教育振興協議会（12月4日）

- ・特別支援教育ネットワーク推進委員会（2月4日・文部科学省）

- ・「自閉症児の学校教育のあり方を考える会」懇談会（1月27日・3月30日）

国連・障害者権利委員会委員選挙投票結果

2016年（平成28年）6月15日

1 本15日（現地時間14日）、ニューヨークの国連本部で開催された、第9回障害者権利条約締約国会合において、障害者権利委員会委員選挙が行われ、石川准（いしかわ じゅん）内閣府障害者政策委員会委員長（静岡県立大学教授）が我が国の候補として初めて当選を果たしました。

2 石川氏は、自身も障害当事者（全盲）として、障害学、国際的な障害者の状況ならびに障害者に対する支援機器開発についての幅広い知見を有するとともに、2012年以降、内閣府障害者政策委員会の委員長として、国内の障害者の権利向上に尽力してきました。

3 石川氏が、障害者の権利促進に関する豊富な経験を生かして、障害者権利委員会の活動に貢献すること

は、2014年に障害者権利条約を批准した我が国が、国内外における障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化・推進する上でも、非常に重要な意義を有しています。

4 また、我が国は、2020年の東京パラリンピックに向け、インクルーシブな社会（障害者を包容する社会）の実現等、障害者の権利の推進に一層積極的に取り組んでいく考えです。

（参考1）選挙結果

今次選挙において選出された9名の委員の国籍は以下のとおり。
 チュニジア（122票）、サウジアラビア（110票）、ハンガリー（107票）、タイ（102票）、ニュージーランド（101票）、ウガンダ（95票）、日本（93票）、ロシア（89票）、ケニア（89票）
 （参考2）障害者権利委員会別ウィンドウで開く

障害者権利条約の実施に関する

進捗状況を検討するために設置（障害者権利条約第34条）。18名の委員（任期4年）は、個人の資格で職務を遂行する（今次選挙で当選した委員の任期は、2017-2020年。）。
 （参考3）障害者権利条約

（参考3）障害者権利条約

正式名称は「障害者の権利に関する条約」。同条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利を実現するための措置等について規定している障害者に関する初めての国際条約。2006年の国連総会で採択され、2008年に発効。締約国は本年5月現在で164ヶ国。我が国は2014年1月に批准（同年2月に発効）。（以上外務省ホームページより）



日本電気事件

アスペルガー症候群により休職期間満了で退職扱いされたため、地位確認等を求めた事件の判決が2015年7月29日に東京地裁であり、判決は就労に支障がある精神状態。希望する異動部署も就労可能とは認めがたく「休職の事由が消滅していた」とは認められない。として会社側が勝訴した。これに対し高裁に上告していた原告だが、最近、結局は和解となりお金で解決したようである。（和解の内容は守秘義務）その結果、地裁の判決はそのままになりました。日本自閉症協会の今井副会長のメールによると、今後、この方式によって、アスペルガーの人が一般の職場から排除される傾向が強まるのではという懸念が強まる。企業側の弁護士や社労士は、この判決を自分たちに有利な判決として利

用すると思われる。これだと、アスペルガーの人がクローズで働いていて、変わり者、厄介者となっている場合に、ちょっとした理由で休職させ、排除される可能性が高まる。いろいろ工夫してもやれる仕事がない、コミュニケーションが不要な仕事はない、この障害は治らない、休職期間満了で自然退職。詳しい方から、ASD＝コミュニケーションに障害という説明が悪用されるので、自閉症協会も、障害説明を工夫してはどうかと提案をもらっています。「情報過多だと処理が間に合わない」など、配慮が可能な障害であることを知ってもらう必要です。コミュニケーションがそもそも取れないに障害で、治らないということにされてしまうと、コミュニケーションが不要な仕事はない、そういう仕事を用意する配慮は企業に過重な負担であるということにされやすい。今回改

訂した「手引き」のなかのコミュニケーションの記述について、この観点から再検討する必要があるかもしれない。とのことです。障害者雇用促進法差別解消法にいう合理的配慮はいったい何なのか、障害者の雇用に役立つのか検討して欲しいと思います。（河村）

○アスペルガー症で休職、期間満了の退職無効求める

【東京地判 2015/07/29】原告：従業員甲／被告：会社

【請求内容】アスペルガー症候群により休職期間満了で退職扱いされたため、地位確認等を求めた。

【争点】休職期間満了時において、就業規則に定める「休職事由が消滅した者」に該当するか否か

【判決】就労に支障がある精神状態。希望する異動部署も就労可能とは認めがたく「休職の事由が消滅していた」とは認められない。

【概要】統合失調症の疑いと診断され会社から休職を命じられた甲は、その後アスペルガー症候群と診断された。休職期間満了時に就業規則に則り休職期間満了をもって自然退職となる旨の告知をされたが、休職期間満了時において就労可能であったため自然退職扱いは無効であるとして、地位確認等の訴えを提起した。従前の業務に従事させるには不穏な行動があり就労に支障があり、希望する異動先配置においても対人交渉が従前業務より多く、甲の精神状態では業務が可能であったとは認められないと判示した。

【確認】

■アスペルガー症候群

広い意味での「自閉症」に含まれる1つのタイプで、対人関係の不器用さがはっきりすることが特徴。「表情や身振り、声の抑揚、姿勢などが独特」「親しい友人関係を築けない」

「慣習的な暗黙のルールが分からない」「会話で、冗談や比喻・皮肉が分からない」「興味の対象が独特で変わっている」といった特徴がある。

■平成28年4月1日から「改正障害者雇用促進法」が施行される

(1)障害者に対する差別の禁止(2)合理的配慮の提供義務(3)苦情処理・紛争解決援助 等が盛り込まれる

【判決のポイント】

■休職の事由の消滅とは

原則として、従前の職務を通常 の程度に行える健康状態になった場合、又は当初軽易作業に就かせればほどなく従前の職務を通常 の程度に行える健康状態になった場合をいうと解される。労働者が職種や業務内容を特定せずに労働契約を締結した場合においては、現に就業を命じられた特定の業務について労務の提供が十全にはできないとしても、当該

労働者が配置される現実的可能性があると認められる他の業務について労務が提供することができ、かつ、その提供を申し出ているならば、債務の本旨に従った労務の提供があると解するのが相当。本件では、甲と会社の労働契約は総合職で職位はA職群3級（総合職の最下位）。「休職の事由が消滅」といえるには、会社の総合職の3級の者が配置される現実的可能性があると認められる他の業務について労務を提供することができ、かつ、甲がその提供を申し出ていることが必要。

■障害の考慮について

甲の障害からすれば、障害者基本法及び発達障害者支援法に基づく義務等を配慮すべきであるが、これは努力義務である。前記の平成28年4月1日から施行される改正障害者雇用促進法の合理的配慮についても、当事者を規律する労働契約の内

容を逸脱する過度な負担を伴う配慮の提供義務を事業主に課すものではない。

■甲の就労の可能性を検討

従前に行っていた予算管理業務は、対人交渉の比較的少ない部署であるが、上司とのコミュニケーションが成立しない精神状態で、かつ不穏な行動により周囲に不安を与えている状態では、同部署においても就労可能とは言い難い。また、職場復帰の面談の際、開発業務の技術職への異動を希望していたが、対人交渉が不可欠であり、甲の精神状態では業務が可能であったとは認められない。

【SPCの見解】

■ 本件のように、休職期間満了時に労働契約を解除された労働者がその地位確認を求めて提訴する事案は少なくない。休職期間満了を理由にその労働者の地位を否認するため

には、復職することを容認しえない事由を会社が主張立証するべきであり、しかも主張立証は解雇を正当視しうるほどのものであることを要すると判示する裁判例もある。（エール・フランス事件 東京地判昭59・1・27）これらから就業規則に休職期間の満了による自然退職を設けているのみではそれを適用することは難しく、会社は休職満了時の労働者の復職の可能性を吟味する必要があるといえる。その際には、その労働者の職位が現実的に就労する可能性がある業務とその業務の中で本人が就労を希望した業務が検討範囲であり、就労困難と結論づける場合には産業医等の専門家の意見も聴取しながら具体的な理由を示すべきであろう。

（労働新聞 2016/3/7 3055号より）

でありがちな集団処遇的な支援スタイルではなく、利用者一人ひとりに対し「その人にあった適切な支援プログラム（＝だから個別プログラム）を、チームで計画的に提供する」という支援の形態です。

必然的に、個々のプログラムを組織的に展開することが求められるようになります。そのため、現場職員が好き勝手にプログラムを進められては困ると運営管理者は思う一方、上司は何でもかんでも管理しようとして融通が利かないと現場は捉えてしまう。両者の溝が大きくなると、それこそ、組織的なプログラムの展開はおぼつかなくなります。

さて、その話を聞きながら、私は、次のようなより本質的な疑問を持ちました。

そもそも個別プログラムだけが利用者支援のすべてでしょうか？ そのもっと手前のところで、一人ひとり

の毎日の暮らしがベースにあるのではないかと。

施設利用者が自分の部屋の掃除をしたり洗濯物を干す、ちょっとした時間を使って余暇を楽しむ、たまには新しい仕事に挑戦してみる・・・そういうことすら毎日の暮らしの中で実現できないような、過度に単調で窮屈で受動的な生活を送っているとしたら、私たちはまずそのことの異様さに気づくべきではないか、と思うのです。

施設の暮らしであっても、それは利用者本人のためにあるもの。支援費制度になってますます現場では、家族・本人と契約した個別プログラムだけをやればいい、それが施設の最優先業務だという風潮になっていないかと心配します。いや、個別プログラムというやり方が有効であっても、それもまた利用者一人ひとりにとって一番大事なことに焦点

昨年 7月より連載させていたいただいております、自閉症に関わる全ての方へのメッセージ「eコラム」。個々の問題に向き合い、視野を広げるヒントが満載です。

eコラム（5）

個別プログラムと毎日の暮らし

先日、ある若手の施設職員と話をしていたら、こういう嘆きを聞きました。

「車の好きな利用者をさそって昼休みに施設の車を洗っていたら、上司から注意されたんです。それは『個別プログラム』で計画されたことか？ ちゃんと家族と確認し上司の決裁を受けないとダメだろう、と。いったいどこまで計画書に書かないといけないんでしょうか」・・・そんな内容でした。

現場ではよくあるジレンマです。

個別プログラムとは、これまで施設

をあて実施されているかをチェックすべきでしょう。

利用者の暮らしはどこかに忘れ去られ、職員の勝手や施設の都合だけでプログラムが提供されている（あるいは、提供されないでいる）としたら、集団でも個別でもそれは大差ないように思います。

（執筆：代表 中山 清司）

HAHAHA キャラバン隊・『僕らの世界』より

一僕が嫌いな人「ぼくが何もできない、何も訴えない人間だと思われること」



熊本地震における発達障害者支援センター職員の 派遣調整についての経過報告

平成 28 年 6 月 6 日

当協会による発達障害者支援センター職員の派遣調整は、いよいよ本日より実施の運びとなりました。関係各位の皆様には、ご理解をいただき、厚く感謝申し上げます。

なお、派遣調整の枠組みや派遣調整期間等について、若干の変更が生じているため、ここにお知らせします。

●職員派遣の枠組み

5 月 30 日に当協会は、厚生労働省・熊本県と三気の里・熊本県北部発達障害者支援センターわっふるとの協議の上、「熊本地震における発達障害者支援センター職員の派遣調整についての確認事項」を定めました。その中で職員派遣の枠組みを次のよう記しています。

この専門職員派遣は、平成 28 年 5 月 2 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課等事務連絡「平成 28 年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の応援派遣の開始について」に基づき、被災施設である「三気の里」より熊本県に職員派遣の要望が行われることにより開始します。

また 6 月 1 日に熊本県障がい者支援課は、各都道府県・指定都市障がい保健福祉主管課宛てに、この「確認事項」を添付して「平成 28 年熊本地震に伴う発達障害者支援センターへの職員派遣調整について」を通知しました。その中では次のように記されています。

当県発達障がい者支援センターでは、平成 28 年熊本地震に伴う業務増に対応するため、平成 28 年 5 月 2 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課等事務連絡「平成 28 年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の応援派遣の開始について」に基づき、職員派遣要請を行っているところです。

応援職員の派遣調整等については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課と協議のうえ、一般社団法人日本自閉症協会に御協力をいただくこととし、基本的な確認事項について、別添のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

なお、各都道府県等の発達障害者支援センターには、全国発達障害者支援センター連絡協議会から派遣依頼がなされており、別添確認事項についても周知されていることを申し添えます。

発達障害者支援センターは県・指定都市により直営または委託等で運営されているため、この通知により派遣がスムーズに行われるものと思われます。

なお、上記の平成 28 年 5 月 2 日付け厚生労働省障害福祉課等事務連絡は、社会福祉施設等より被災施設等に職員を派遣するときの旅費について、災害救助法により負担することを定めたものです。

●派遣職員の支援活動内容

熊本県では、今もなお多くの県民が避難所やテントで寝泊まりしています。そこで県としては、被災町の避難所の一角に発達障害者が相談しやすいような一般向け相談窓口を開き、そこにわっふるから応援を求めたいという意向があります。しかし現在、そのための県と被災町との協議が十分進んでいません。

当初は6月上旬にその準備が整う予定だったので、三気の里およびわっふるは、それに合わせて毎週2名の派遣職員の応援を得たいとのことでした。しかし、まだ準備が整わない状況をふまえ、当面まず3週間の派遣を受け、その間の様子を見ながら、その後の派遣依頼をどうするか検討したいとのことです。

●職員派遣調整の期間

当協会としては、当初、この職員派遣がかなり長期に及ぶ可能性があると考え、宿舎やレンタカーの予約をしました。しかし、このような状況のため、延長できる余地を残しつつも、いったん6月24日までの予約に切り替えます。レンタカーについては、予定通り、経費を派遣延べ人数・日数で割って日額を計算し、事後に派遣元センターに請求します。

●職員派遣調整の仕組みの構築

職員派遣調整について、当協会は、発達障害者センター全国連絡協議会などの支援センター間の連携により担われるよう期待しています。その際、当協会しか担えないことがあれば協力します。なお6月24日以後になお職員派遣が必要となり、かつ新たな調整の仕組みができていないときには、当面の間は当協会において調整を担いますが、早く新たな調整の仕組みが構築されるよう望みます。

一般社団法人 日本自閉症協会
常任理事 柴田洋弥（派遣調整担当）



JDでは、第24回参議院議員選挙(7月10日投開票)に際し、障害者政策に関する【政党公開質問状】を6月16日付で各政党の代表者宛に提出しました。

回答結果は後日こちらのページにて公開いたします。質問項目は下記の通りです。

Q1 全体予算に占める障害者予算の割合と財源について

障害者に関する公的支出が国内総生産(GDP)に対してどれくらいかという国際比較で、OECD加盟国で日本は極めて低い水準にあり、障害者に関する予算を引き上げていくことが大きな課題とされています。一方、障害者予算を含めた社会保障費の増加が「財政の健全性にとって脅威」などの論調もあります。この件について貴党の考えをお聞かせください。以下の選択肢からお答えください。(1つ)

- ① 早急に上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである
- ② 時間をかけながら上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである
- ③ 上位10位以内にはこだわらなくてよい
- ④ 上位10位以内にこだわらず、

2016年参院選政党公開質問状

さらに予算の重点化・効率化をめざす

- ⑤ ほぼ現状でよい
- 上記のお答えの理由を簡単にお教えてください。

Q2 障害者政策委員会の位置づけについて

障害者基本計画の策定機関として障害者政策委員会がありますが、こ

の件について貴党の考えをお聞かせください。以下の選択肢からお答えください。(2つまで)

- ① 障害者政策委員会の権能を大幅に拡大させるべきである
- ② 障害者政策委員会は今のままでよい
- ③ 障害者権利条約のモニタリング機関として、条約が求めるように政府からの独立性を担保した新しい委員会を別に立ち上げるべきである

上記のお答えの理由を簡単にお教えてください。

Q3-1 障害者の政策立案決定段階の参加について

障害者政策委員会をはじめ障害に関わる国の各種審議会や、自治体の審議会などに障害当事者やその家族の参加が重要な課題となっていま

す。この件について貴党の考えをお聞かせください。以下の選択肢からお答えください。(1つ)

- ② 障害に関わる各種審議会に、障害当事者をおおよそ全体の3分の1以上参加させるべきである
- ③ 障害に関わる各種審議会で審議する際は、障害当事者から意見聴取を行うべきである
- ④ 障害に関わる国の審議会では、障害当事者を多く参加させるべきであるが、自治体レベルでは意見聴取すればよい
- ⑤ その他

上記のお答えの理由を簡単にお教えてください。

Q3-2 障害者の家族の政策立案決定段階の参加について

- ① 障害に関わる各種審議会に、障害者の家族を全体の2分の1以上参加させるべきである

- ② 障害に関わる各種審議会に、障害者の家族をおおよそ全体の3分の1以上参加させるべきである

- ③ 障害に関わる各種審議会で審議する際は、障害者の家族から意見聴取を行うべきである。

- ④ 障害に関わる国の審議会では、障害者の家族を多く参加させるべきであるが、自治体レベルでは意見聴取すればよい。

- ⑤ その他
- 上記のお答えの理由を簡単にお教えてください。

Q4-1 障害者総合支援法の課題について

今年、障害者総合支援法が改正されました。この件について貴党の評価をお聞かせください。以下の選択肢からお答えください。(1つ)

- ① 十分な改正だった
- ② まあまあだが、課題が多く残さ

れた

- ③ やや不十分だった
 - ④ 全く不十分であった
- 上記のお答えの理由を簡単にお教えてください。②を選択の場合はその課題を具体的にお書きください。

Q4-2 基本合意と骨格提言について

国(厚労省)は障害者自立支援法違憲訴訟団と基本合意を交わし、それに基づいて、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会により、「障害者総合福祉法の骨格に関する提言」(骨格提言)が出されました。この件について貴党の考えをお聞かせください。以下の選択肢からお答えください。(1つ)

- ① 基本合意と骨格提言は完全に実現された
- ② 基本合意と骨格提言はやや実現された

③ 基本合意と骨格提言はほとんど実現されていない

④ 基本合意と骨格提言は全く実現されていない

上記のお答えの理由を簡単にお教えください。

Q5 障害者差別解消法の課題について

障害者差別解消法が今年施行されましたが、課題も残されており、3年後の見直しに向けた議論も必要とされています。この件について貴党の考えをお聞かせください。以下の4つを、重要と思われる番号順に並べかえてください。

① 市民への啓発普及がまだまだ必要である

② 3年後の見直しの際は、仲裁・相談機関の強化が求められる

③ 3年後の見直しの際は、差別の定義化が必要である

④ この法律に対し、国はもっと予算をかけるべきである

・次の順に並べかえ（ ）

上記のお答えの理由を簡単にお教えください。

Q6-1 障害者の労働政策（一般就労を増やすための課題）について

障害のある人の一般就労をさらに増やしていく必要があります。どうすれば課題が解決するのでしょうか。貴党の考えをお聞かせください。以下の4つを、重要と思われる番号順に並べかえてください。

① 障害者雇用促進法などの法整備の徹底

② 企業などの事業者の意識の改善

③ 国や自治体による企業への補助金の強化

④ その他

・次の順に並べかえ（ ）

Q7 所得保障のあり方について

障害のある人の所得保障のあり方について、貴党の考えをお聞かせください。重要と思われるものを以下の選択肢からお答えください。（2つまで）

① 無年金障害者の解消

② 障害基礎年金の増額

③ 目的別の手当の整備

④ 生活保護の拡充（上記の課題が本筋であるが、当面の応急対応として）

⑤ その他（ ）

上記のお答えの理由を簡単にお教えください。

Q8 精神障害者の生活のあり方について

日本の精神科病院への入院期間は、先進国の中で極めて長く、精神科病床が多いことが特徴であり、医学モデルから社会モデルへの政策の転換

が急務です。精神障害者が地域社会で暮らしていくにはどのような政策が必要でしょうか。貴党の考えをお聞かせください。以下の選択肢からお答えください。（2つまで）

① 精神科医療の抜本的改革を行い、他の診療科と同等の医師や看護師の配置（いわゆる精神科特例の廃止）を実現し、国の責任で期限を設けた精神科病床の削減を行う

② さまざまな形態（グループホームやアパートなど）の暮らしの場の拡充

③ ヘルパー（介助）制度の充実

④ 相談体制の充実

⑤ その他（ ）

上記のお答えの理由を簡単にお教えください。

Q9 障害者虐待防止法改正問題について

2012年に、障害者虐待防止法が

）
上記のお答えの理由を簡単にお教えください。

Q6-2 障害者の労働政策（福祉的就労の場の課題）について

一般就労に適さない障害のある人への施策として、福祉的就労の場があります。その課題はどのようなものがあると考えられるでしょうか、以下の4つを、重要と思われる番号順に並べかえてください。

① 優先的な仕事の発注

② 助成金（補助金）の強化、拡大

③ 一般就労に向けた専門的トレーニングの強化

④ 労働法の適用

・次の順に並べかえ（ ）

上記のお答えの理由を簡単にお教えください。

成立しましたが、虐待を発見した場合の自治体などへの通報義務の対象から、病院、学校などが外されており、それらも対象に組み込んだ見直しが課題となっています。この件について貴党の考えをお聞かせください。以下の選択肢からお答えください。（1つ）

① 法の附則にある通り、早急に、病院、学校、保育所、官公署も通報義務の対象に含めるべきである

② 通報義務の対象にそれらを含めるにはまだ早い

③ その他

上記のお答えの理由を簡単にお教えください。

Q10 貴党の障害者政策の特徴について

障害者政策で貴党が最も訴えたいことは何でしょうか。自由にお書きください。

2016. 3. 15

広告における不快な表現について

1. JAROについて

(公社)日本広告審査機構(略称JARO)は広告・表示の適正化を目的として1974年に設立された公益法人です。日ごろ、広告の苦情や相談を受け付けていますが、2つに分けられます。

①消費者からの苦情を受け付け、広告に問題があれば審査し、事業者に改善を求める。

②事業者から広告を制作する際に法律や業界自主基準に抵触しないか相談を受けて助言をする。

2. 不快に感じる表現について

上記①については、広告が虚偽・誇大に当たるなど違法なケースもあ

れば、広告の表現が不快であるとの意見もあります。広告が法律等を守って違法なものにならないように気を付けるのはもちろんですが、時に、違法ではないものの、広告の表現が一部の方を傷つけたり、不快にさせることがあったり、消費者から非常に多くの苦情を受けてしまうなど、ケースによっては広告中止に至ることもあります。こうした広告の受け手からの反応は、時には事業者にとって思いもよらないものであり、人を不快にする表現だと事前に分かっていたら使わなかっただろうと思われるケースもあります。

3. 皆さまへのお願い

JAROには広告への意見が多数寄せられます。それは暴力的、セクハラ、マナー、差別的などさまざまな観点の意見です。中には、一定の立場の方への配慮について言及する

意見もあり、宗教、民族、性別のほか、障害者に関する意見もあります。

今回、障害をお持ちの方(または障害をお持ちの方のご家族など)が不快に感じる表現にどのようなものがあるか、障害者に関わりの深い方々にご意見を伺いたいと考え、皆さまにお時間を頂戴しました。

4. JAROに寄せられた意見

- ・テレビCMに字幕をつけてほしい。
- ・商品名等を吃音で言うCMは、障害者をばかにしている。
- ・頭を大きめにして貼り付けるコラージュは水頭症の人への配慮からやめてほしい。
- ・自分の頭を壁にガンガン叩きつけるCMは、子どもの発作で同様のものがあるので、見ていてつらい。
- ・デジタル放送に切り替わるときに、砂嵐のCMが流れ、てんかんの発作を起こした人がいた。

・大人用紙おむつで、足に障害がある人が「安心して出かけられる」といっているが、足に障害があっても紙おむつを使っている人ばかりではない。

・クリーニング機能の付いた家電の広告で、「自分で自分を洗えないなんて赤ちゃんみたい」と言っているが、自分で洗えない人はたくさんいるのでやめてほしい。

・CM内のチャイムが自宅の音だと思い、障害があっても大変なのに玄関まで見に行った。

・「何だって?」と何回も言うCMは、聴覚障害者を馬鹿にしているように感じる。

・ズボン&ヒールだけが街中を闊歩するような内容だが、歩行障害の残る事故に遭ったばかりの身内がおり、一緒にCMを見ていられない。

・パソコンのタッチタイピング教則ソフトのCMで、パソコンを1本指

で打つことが恥ずかしいように言っているが、障害者が1本指でパソコンを懸命に打って情報を得ている人もいる。

5. JAROのホームページ

JAROの活動のほか、苦情の事例、広告へのご意見を送信するフォームなどがあります。

・トップページ

<http://www.jaro.or.jp>

・苦情の事例が見たいときは 「最近の審査トピックス」「分類別のご相談例」

6. ご連絡、お問い合わせは

公益社団法人日本広告審査機構

(JARO)

総務部

今泉尚子(いまいずみなおこ)

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産

第1ビル5F

TEL (03) 3541-2813

FAX (03) 3541-2816

メール n_imaizumi@jaro.or.jp



一般社団法人 日本自閉症協会

第24回全国大会

in ながの

大会スローガン

自閉症スペクトラムの麓から頂へ ～夏の冒険 in NAGANO～

日 時

2016年 7月 16日(土)・17日(日)
13時開会 16時閉会
懇親会18時～

場 所

ホクト文化ホール

(長野県県民文化会館) 中ホール(1,070 席)
長野県長野市若里 1-1-3

7/16(土) 基調シンポジウム
13:30～

「愛すべき『マニア』」

コーディネーター 本田 秀夫 氏
精神科医・医学博士、日本自閉症協会理事
信州大学医学部附属病院子どものこころ診療部診療教授

シンポジスト
ライフスキルマニア：村上 由美 氏
ものづくりマニア：菊地 啓子 氏
鉄道マニア：内山登紀夫 氏
？？マニア：下沢順一郎 氏

7/17(日) シンポジウム

① 9:30～

「知的障害を伴う 自閉症スペクトラムの支援 ～強度行動障害を中心に～」

司会 市川 宏伸 氏
日本自閉症協会会長
シンポジスト 日詰 正文 氏
厚生労働省発達障害対策専門官
田中 正博 氏
全国手をつなぐ育成会連合会統括
志賀 利一 氏
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園事業企画局研究部長
岸田 隆 氏
長野県長野圏域発達障がいサポート・マネージャー

② 13:00～

「知的障害を伴わない 自閉症スペクトラムの支援 ～教育の視点から～」

司会 岡田 稔久 氏
日本自閉症協会副会長
シンポジスト 内山登紀夫 氏
大正大学教授・よこはま発達クリニック院長
田中 裕一 氏
文科省特別支援教育調査官
品川 裕香 氏
教育ジャーナリスト
永松 裕希 氏
信州大学教育学部特別支援教育教授

※プログラムは変更になる可能性があります。ご了承ください。

主催：一般社団法人日本自閉症協会
後援：厚生労働省・文部科学省・長野県・長野市 他

大会についてのお問い合わせ

一般社団法人日本自閉症協会

〒104-0044 東京都中央区明石町 6-22 築地ニッコンビル 6 階
TEL: 03-3545-3380 FAX: 03-3545-3381 E-mail: asj@autism.or.jp

お申し込み

★第 24 回全国大会ホームページより
お申し込みいただけます。
<http://asj2016.jp/index.html>

[お申し込みに関するお問い合わせ]

株式会社 JTB 中部 長野支店

「一般社団法人日本自閉症協会 第 24 回全国大会 in ながの」受付係
TEL: 026-227-2511 FAX: 026-227-9755



NPO法人日本障害者協議会代表

藤井克徳

Katsunori Fujii



二つの原点

就職時の感覚や感動
まず断っておきたいことがあります。これから述べる事は、読者のみなさんを意識すると同時に、私自身への戒めでもあるのです。もう一つ言っておきたいのは、私たちにとって最も大切なことは何かということです。それは安定した人権感覚です。厄介なのはこの人権感覚は錯が付きやすいという特性を持っていることです。その点で、本稿のテーマに身を置くことは、錯落としてのヤスリかけのような意味があるのです。このことを踏まえながら、紙幅の範囲で私たちが備えるべき視座について一緒に考えたいと思います。

いろいろと述べたいのですが、今回は「原点」にこだわってみたいと思いますが、私は「原点二つ説」としています。一つは、「初心」です。初心にもいくつかあります。働いている法人や事業所のそもそもの経緯や創設の動機などを、折に触れ顧みることです。創設者や開設時に携わった人たちの心が聴こえてくるはずです。また、誰しも就職時の感覚や感動は忘れないでしょう。「小さな決意」を秘めたはずであり、

1949年福井県生まれ。元々弱視で、40代後半から全盲状態。1982年に都立小平養護学校（現在の都立小平特別支援学校）教諭を退職し、小平市での共同作業所「あさやけ」づくりに参加。現在は、日本障害フォーラム幹事会議長、NPO法人日本障害者協議会代表、きょうされん専務理事、日本精神衛生会理事等。2010年より内閣府障がい者制度改革推進会議議長代理（2013年終了）。最近の著書は、「えほん障害者権利条約」（汐文社）。

最初に職場を訪れた時に「これでいいのだろうか。自分の手で改革したい」などの想いを抱いた人もいるかと思えます。とても立派な初心です。ただし、初心を貫くことは容易ではありません。「小さな決意」は次第に委み、素朴な疑問も遠ざかってしまう場合が少なくありません。

しくみとしてのニーズ探知器
いま一つの原点は「当事者（障害者、高齢者、子ども、生活困窮者など）のニーズ」です。初心は過去から導き出すのに対し、ニーズは現在の現場や実践から紡ぎ出せるものです。よく言われるフレーズに、「利用者中心」「利用者が主人公」があります。また、福祉現場に支援者として身を置く限り、環境としては当事者ニーズに囲まれているようなものです。

ところが、当事者ニーズと最も近いはずの支援者のあいだから虐待が起こり、虐待とまではいかなくとも、目に余る差別的で高圧的な振る舞いが後を絶ちません。たしかに福祉現場全体からすれば、虐待事件の発生率はそれほど高くはないかもしれません。しかし、「潜んでいる虐待」やその萌芽となるとどうでしょう。もしかすると真に胸を張れる法人はそれほど多くはないのではないのでしょうか。

実は、当事者ニーズに囲まれていること、ニーズをとらえることは大違いです。冒頭に述べた人権感覚が問われるのです。ニーズは当事者との信頼関係がなければ伝わってくるものではないかもしれません。支援者の個人技に委ねるのは感心できません。法人や事業所

全体として、しくみとして、強力で精緻な「ニーズ探知器」が出来上がっているかどうかです。

大切な外界への働きかけ
そこで私の原点ですが、まず初心については最初に勤務した都立小平養護学校（1970年就職。現在の都立小平特別支援学校）での体験がとても大きいのです。とくに、次年度の入学児童を職員会議の多数決で決めなければならなかったことの苦しみと憤りは、その後の人生の礎をつくったと言っても過言ではありません。障害の重い子どもへの教育権を熱く議論しながら、「権利とは何か」をぼんやりと認識したのはこの頃でした。

当事者のニーズや生き方からも多くを学びました。20年も30年も入院していた精神障害者の存在は重いものがありました。ポツリポツリと出る言葉の中の真実、浦島太郎になりながらもそれでも地域で懸命に生きようとする姿、間違いない私を育ててくれたのです。

最後にも一言強調しておきます。本物の支援や実践は、直接の現場のみで成し得るものではないということです。個々への良質の支援が大事であることは言うまでもありませんが、一方で当事者を取り巻く環境が貧乏ければ、幸せの実感はずいぶん減ります。外界への働きかけをどれくらい意識できるか、社会福祉に携わる者にとっては決定的な意味をもつように思います。「私は現場人間」は大事なことです。「私は現場だけの人間」はただけありません。外界を意識することは、人権感覚の錯落としにもつながるように思います。

施策・会議資料

- 『児童相談所強化プラン』（厚生労働省／4月）
- 『子育て支援員研修の充実等に関する調査研究事業報告書』（厚生労働省／5月）
- 『サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会 第7回資料』（国土交通省／5月）
- 『第8回一億総活躍国民会議 議事次第・配付資料』（首相官邸／5月）
- 子育て・介護の環境整備、特に保育・介護人材の確保、成長と分配の好循環のメカニズムについて等。

調査結果

- 『くらしと統計2016』（東京都総務局／4月）

- 『ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）』（厚生労働省社会・援護局／4月）
- 『育児と介護のダブルケアの実態に関する調査報告書』（内閣府男女共同参画局／5月）
- 『『保活』の実態に関する調査』の結果』（厚生労働省雇用均等・児童家庭局／5月）
- 『平成27年 労働災害発生状況』（厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課／5月）
- 『高校生に対するアルバイトに関する意識等調査結果』（厚生労働省労働基準局労働条件政策課／5月）
- 『成年後見関係事件の概況（平成27年1月～12月）』（最高裁判所事務総局家庭局／5月）

その他

- 『住み慣れた街でいつまでも一チームで支えるあなたの暮らし』（東京都福祉保健局／4月）
- 東京都多職種連携連絡会による、地域包括ケアシステムの仕組みと専門職の方々を紹介した冊子。
- 『えほん障害者権利条約』（汐文社／藤井克徳／平成27年4月）



発達障害者支援法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議

平成二十八年五月二十四日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、発達障害と診断された者及びその家族が適切な支援を受けることができるよう、ペアレントメンター等による心のケアも含めた相談・助言体制構築の支援を強化すること。その際、個々の障害の特性や家庭状況に対応できるよう、夜間等の相談・助言体制の構築についても留意すること。

二、小児の高次脳機能障害を含む発達障害の特性が広く国民に理解されるよう、適正な診断や投薬の重要性も含め、発達障害についての情報を分かりやすく周知すること。特に、

教育の場において発達障害に対する無理解から生じるいじめ等を防止するには、まずは教職員が発達障害に対する理解を深めることが肝要であることから、研修等により教職員の専門性を高めた上で、早い段階から発達障害に対する理解を深めるための教育を徹底すること。

三、発達障害者の就労機会の確保及び職場定着のためには、個々の障害の特性に配慮した良好な就労環境の構築が重要であることに鑑み、職場におけるハラスメント予防のための取組やジョブコーチ等を活用した相談・助言体制の一層の充実を図ること。

四、発達障害者が持つ障害の程度は個人によって異なるため、就労及び就学を支援する上では主治医や産業医等の産業保健スタッフ及び学校医等の学校保健スタッフの役割が重要であることに鑑み、これらの関係者が相互に連携を図りながら協力できる体制を整備するとともに、産業保

健スタッフ及び学校保健スタッフが受ける発達障害者の雇用や就学に関する研修について必要な検討を行うこと。

五、地方公共団備により障害者手帳の取扱いの状況が異なること及び発達障害者の多くが障害者手帳を所持していないこと等の実情に鑑み、障害者手帳について在り方を検討すること。

六、個々の発達障害の原因究明及び診断、発達支援の方法等に関する調査研究を加速・深化させるとともに、発達障害に関する症例を広く把握することにより、不足している分野における調査研究に重点的に取り組むこと。また、これら調査研究の成果や国際的動向等も踏まえ、常に施策の見直しに努めること。その際、発達障害の定義の見直しにも留意すること。

右決議する。

学習

安永健太さん死亡事件

最高裁に問うもの

～最高裁への上告理由書をみんなのためのものにするために～

6月17日東京で行われた集会のチラシからの内容です。（河村）

2007年9月25日、佐賀でおきた安永健太さん死亡事件は、2012年9月、刑事事件の判決で警察側の無罪が確定しました。しかし、刑事事件が無罪でも、民事訴訟において警察の行為が違法と認定される場合があります。そのためご遺族は民事訴訟での審理を求めましたが、2014年2月佐賀地裁判決、2015年12月福岡高裁判決はいずれも警察に違法はないとの判決を下しました。

わたしたちは、「障害」の本質とは何かを問い、障害者権利条約を批准した国にふさわしい結論を切に願います。そのため2015年12月25日、ご遺族は最高裁判所に上告しました。

■カギを握る最高裁の開廷

弁護団は最高裁へ2016年2月上告理由書を提出しました。最高裁は上告理由書に理由があると認めない限り、開廷さえせずに事件を終了させます。いま一度、上告理由書を学習し合い、最高裁が開廷されるよう、応援のきもちを強めていきましょう。



発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：河村 舟二

定 価：100円

